

近畿地方整備局 京都国道事務所 京都市
資料配付

配布日時	平成22年 7月22日 14時00分
------	-----------------------

件 名	京都市内の国道における放置自転車対策を強化 — 条例に基づく放置自転車の撤去を開始 —
-----	--

概 要	京都国道事務所と京都市は、国道の放置自転車対策を強化することとし、9月1日から京都国道事務所が管理する国道のうち、鉄道駅周辺の5箇所、京都市自転車等放置防止条例に基づく放置自転車の撤去を実施します。 これにより放置自転車を即時に撤去できることから、国道がより快適で利用しやすくなります。
-----	---

取 扱 い	—
-------	---

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 京都府政記者室 京都市政記者クラブ
------	---

問 合 せ 先	近畿地方整備局 京都国道事務所 副所長 西海 俊幸 管理第一課長 河野 健次 電話 075-351-3300 (代表) 京都市建設局土木管理部自転車政策課 自転車政策課長 芳賀 正昭 同課撤去啓発係長 吉田 博史 電話 075-222-3565
---------	---

**京都市内の国道における放置自転車対策を強化
— 条例に基づく放置自転車の撤去を開始 —**

京都国道事務所が管理する国道では、これまで撤去勧告後、1週間以上その場に放置されている自転車を撤去してきましたが、通勤や通学等で日常的に利用される自転車に対して、十分な成果を上げることができず、特に駅に隣接する国道においては、多くの自転車が路上放置されるなど、歩行者等の通行の障害となっていました。

こうした状況を改善するため、このたび、京都国道事務所と京都市は、国道の放置自転車対策を強化することとし、国道でも特に路上放置の多い場所において、「京都市自転車等放置防止条例」に基づく放置自転車の撤去（即時撤去）を実施することとしました。

国道における即時撤去は、9月1日から京都国道事務所が管理する国道のうち、以下の5箇所において、京都市が実施します。これにより長期に放置される自転車だけでなく、通勤や通学等で日常的に利用される自転車の路上放置についても、撤去等の対策が可能となります。

（撤去場所）

①国道1号

【京都市営地下鉄東西線東野駅周辺】

市道山科東野経7号から府道小野山科停車場線まで

②国道1号

【京阪電鉄京阪本線清水五条駅周辺】

大和大路通から河原町通（河原町五条交差点）まで

③国道1号及び24号

【京都市営地下鉄烏丸線五条駅周辺】

高倉通から若宮通まで及び国道1号（烏丸五条交差点）から六条通まで

④国道9号

【JR西日本山陰本線丹波口駅周辺】

千本通（五条千本交差点）から新千本通まで

⑤国道24号

【京阪電鉄宇治線観月橋駅周辺】

主要地方道京都宇治線（観月橋北詰交差点）から府道向島宇治線（観月橋南詰交差点）まで

京都国道事務所の管理する国道のうち、
京都市自転車等放置防止条例に基づき
京都市が撤去を実施する場所

